



生活衛生同業組合

加入のご案内

公益財団法人 愛知県生活衛生営業指導センター

愛知県麺類食堂生活衛生同業組合 加入のおすすめ

組合の概要

昭和33年6月 愛知県麺類食堂環境衛生同業組合として設立しました。
平成13年1月 愛知県麺類食堂生活衛生同業組合と名称を変更いたしました。

法律に定められているような適正な店舗として営業をしていけるよう
各店舗で力を合わせてやっていけるようにと設立されました。

新しい出会いで新しい視点を得ることもできます。
一緒に励まし合いお互いに向上心を持ち合いながら運営する組合を目指しています。



生活衛生同業組合とは

- 生活衛生同業組合(生衛組合)は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)」に基づき知事の認可を受けて設立された生活衛生関係営業者の自主的な活動団体です。
- 各都道府県に業種ごとに一つだけ設立されています。営業施設の衛生水準を守り、経営の健全化と振興を図るべく、次のような様々な取組を自主的に行っています。
- 愛知県には、16業種の生衛組合があり、次のような加入メリットがあります。

生衛組合加入のメリット

- 各生衛組合では、各種の研修会や講習会を開催しており、技術の向上や経営に役立つ業種ごとの行政や業界の最新情報等が入手できます。
- 同業者との様々な交流の場があり人脈ができ“生きた情報”の交換ができます。
- 日本政策金融公庫の融資制度の中で、生衛組合の組合員だけが対象となる低利・長期の制度が利用できます。
- 組合員の福利厚生・共済事業、損害賠償制度等の取扱や斡旋を行っており、事業状況に即した制度を有利な条件で利用できます。
- 組合によっては、資材等の共同購入を行ったり、カラオケ利用料割引等独自の優遇措置制度があります。
- 経営、税務、衛生などについて、各組合に配置されている経営特別相談員等に気軽に無料で相談ができます。

*新規に事業を始める方や生衛組合未加入の方に、生衛組合への加入をおすすめします。

*取組やメリットは組合ごとに異なっており、組合別の案内をご覧ください。

メリット

- 法律を遵守した営業を行っているという証になる。
- 組合員のみが利用できる日本政策金融公庫の低利な融資制度が活用できます。
- 組合員の福利厚生、共済事業が充実しています。
- 麺類飲食店賠償責任共済への加入が可能です。
- 経営・融資・税務・衛生などの相談機関が充実
- 業界のいろいろな情報が入手できます。
- 技術の指導、経営指導などの講演会が開催され、参加できます。

主な事業

- 小中学生への手打ち体験道場
- 職人展への参加
- 名古屋城夏まつり
- 手打ち技術講習会・経営講習会の開催
- 全国の麺類食堂店主との出会い(ブロック大会・全国大会)
- その他 随時話し合いながら

生活衛生同業組合は法律に基づいた公的な団体です。

経営安定のため **資金斡旋** **福利厚生** **共済事業** など行っております。
ぜひ、入会をお待ちいたしております。



お問い合わせ

▶ 愛知県麺類食堂生活衛生同業組合

〒453-0016 名古屋市中村区竹橋町30番16号
Tel.052-451-5415 Fax.052-452-1570

URL.<http://www.aichi-udonsoba.com> E-mail.a-menrui@sirius.ocn.ne.jp

生活衛生同業組合に加入されると、次のとおり 日本政策金融公庫の融資が大幅に有利な条件で利用できます!

日本政策金融公庫の生衛業の方を対象とした融資制度は次のとおりです。

融資制度	振興事業貸付(振興貸付) 《組合員限定》		一般貸付 (生衛業者全般)	生活衛生改善貸付(衛経) 《組合理事長の推薦必要》
	設備資金	運転資金	設備資金	
ご融資限度額	1億5,000万円 ～7億2,000万円	5,700万円	7,200万円 ～4億円	2,000万円
ご返済期間 (据置期間)	20年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)	13年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内) 7年以内 (1年以内)
主な利率 (年利%)	【特別利率 C】 0.31～	【基準利率】 1.21(0.91)	【基準利率】 1.21～	【特別利率 F】 1.21

【振興貸付、一般貸付の主な金利の例】

(利率は令和元年10月1日現在) (年利%)

担保状況	返済期間	振興貸付(設備)	一般貸付(設備)
(新創業貸付以外) 担保が不要	10年以内	1.26(0.96)	2.16
	20年以内	1.31(1.01)	—
十分な担保あり	10年以内	0.31(0.30)	1.21
	20年以内	0.36(0.30)	—

*1 振興貸付の()内は、所定の事業計画提出等を行った場合(振興事業促進支援融資制度併用時)

*2 担保提供の場合は、融資額と担保価値のバランスで、利率が変わってきます。

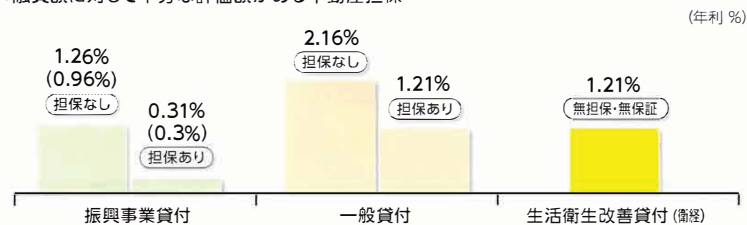
*3 創業時の無担保・無保証制度(新創業貸付)の利率は、上記より少し高くなっています。

生衛業者の方向け融資制度の主な利率(年利)の比較

《設備資金 返済期間10年の場合》

担保なし:担保を不要とする融資(税務申告2期以上実行)

担保あり:融資額に対して十分な評価額がある不動産担保



(注) ()内は「振興事業促進支援融資制度(※)」と併用した場合

(利率は令和元年10月1日現在)

※「振興事業促進支援融資制度」とは、生衛組合から一定の会計書類の準備や事業計画の確認を受けた方について適用される利率からさらに0.15%(年利)引き下げた利率でご利用いただける制度です。(振興事業貸付に限ります。)

□各融資制度の主な特徴

対象	振興貸付	・生衛組合に加入された方のみが利用できる制度です。 ・金利、融資限度額、融資期間等が有利な制度です。
	一般貸付	・生衛業者の方全般がご利用いただけます。
	衛経	・従業員5人以内の方で一定の要件を満たした方が、生衛組合理事長の推薦を得られた場合に利用できます。実質、組合員向けの制度です。

必要書類	振興貸付	・生衛組合理事長の「振興資金にかかる資金証明書」が必要です。
	一般貸付	・500万円を超える設備資金の申込の場合は、保健所での所定の手続きを経たうえで「愛知県生衛指導センター理事長の推薦書」が必要となります。
	衛経	・生衛組合理事長の推薦書が必要となります。

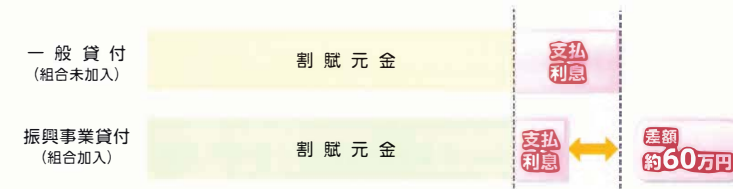
担保・保証人	振興貸付 及び 一般貸付	・担保を不要とする融資をご利用いただけます。 この場合でも、原則として法人代表者等を除き、第三者の保証人は不要です。 ・高額融資等の場合は、担保を提供しての利用ができ金利は大幅に低くなります。
	衛経	・無担保・無保証人の融資制度となっています。 法人代表者の方の保証も不要です。

一般貸付と振興事業貸付の利息支払総額の比較

(ご利用例)

店舗改装資金として1,000万円を10年返済で借入(担保を不要とする融資)

振興事業貸付については、「振興事業促進支援融資制度」を利用した場合



振興事業貸付を利用した場合、利息支払総額は一般貸付と比べ約60万円程少なくなります

- 1 組合に加入された場合は、振興貸付でも「衛経」でも有利な制度となっています。
- 2 特に設備資金では、大半の設備において振興貸付が最も金利が低く有利です。
- 3 一方、運転資金では無担保の場合「衛経」が最も金利が低く有利です。
- 4 組合内の信用が大きく評価されるのは衛経であり、手続負担も比較的少なく済みます。また、小口で再々利用する場合も、「衛経」であれば簡便な手続きで済みます。

公益財団法人 愛知県生活衛生営業指導センターのご案内

生衛法に基づき、知事から指定を受け各県に一つ設置された機関です。
生衛業の皆さまの経営の健全化、生活衛生水準の向上等を図っています。
生活衛生関係営業者の皆さまから様々なご相談を承っています。



●主な業務●

1. 融資関係

- (1) 日本政策金融公庫の一般貸付にかかる「生活衛生営業指導センター理事長の推せん書」交付
- (2) 日本政策金融公庫の生活衛生改善貸付(無担保・無保証人)の案内、審査代行等
- (3) 日本政策金融公庫の振興事業貸付等諸制度の申込手続等の案内、相談

2. 経営相談、税務相談 苦情相談

- (1) 経営、税務、衛生管理、苦情等経営全般にわたる相談業務を行っています。
- (2) 高度な経営等の相談については、3人の専門家による無料経営相談を実施しています。(次ページ下段 参照)
- (3) 三河地区の方の相談を受けるため、原則として毎月第二火曜日に豊橋市で「地区相談室」を開設しています。

3. 研修会・講習会の開催

- (1) 生衛業の収益力向上や税務にかかるセミナー、経営特別相談員(特相員)研修会等を開催しています。
- (2) クリーニング師研修会及びクリーニング業務従事者講習会等を開催しています。

4. 標準約款制度(Sマーク制度)にかかる登録・更新

- (1) 厚生労働大臣が認可した標準営業約款に従い「安心・安全・清潔」なサービスを提供していることを示す「Sマーク店」の新規登録、更新の手続を行っています。
- (2) 理容、美容、クリーニング、めん類、一般飲食の5業種で登録が可能です。

5. 各種調査活動 広報活動 情報提供活動

- (1) 生衛業の景気動向調査、経営状況調査等を実施しています。
- (2) 各生衛組合等と連携してパンフレット等の作成・配布等を行っています。
- (3) 経営等にかかる各種の情報を提供しています。

お問い合わせ

▶公益財団法人 愛知県生活衛生営業指導センター
〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎6F
Tel.052-953-7443 Fax.052-953-7448
URL.http://www.seiei.or.jp/aiti/ E-mail.aiticenter@seiei.or.jp

●生活衛生同業組合一覧

組合名	郵便番号	事務所所在地	電話番号	FAX
愛知県すし商生活衛生同業組合	450-0002	名古屋市中村区名駅4-15-15(名古屋総合市場ビル内3F)	052-583-1183	052-586-1071
愛知県麺類食堂生活衛生同業組合	453-0016	名古屋市中村区竹橋町30番16号	052-451-5415	052-452-1570
愛知県中華料理生活衛生同業組合	460-0008	名古屋市中区栄4-14-21(愛旅連ビル内3F)	052-241-2312	052-241-2313
愛知県社交飲食生活衛生同業組合	460-0003	名古屋市中区錦3-23-18(ニューサカエビル内5F)	052-971-3434	052-971-3435
愛知県料理生活衛生同業組合	460-0008	名古屋市中区栄4-14-21(愛旅連ビル内3F)	052-241-1121	052-241-2289
愛知県飲食生活衛生同業組合	460-0008	名古屋市中区栄4-14-21(愛旅連ビル内5F)	052-251-7535	052-264-1059
愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合	460-0008	名古屋市中区栄4-14-21(愛旅連ビル内5F)	052-241-3251	052-241-6797
愛知県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	460-0003	名古屋市中区錦3-4-21(南鳥きん内)	052-971-1860	052-972-7832
愛知県食肉生活衛生同業組合	455-0027	名古屋市港区船見町1番地の39(名古屋中央卸売市場南卸市場内)	052-612-6318	052-612-6312
愛知県水雪生活衛生同業組合	486-0849	春日井市八田町8-9-6(氷屋川久内)	0568-83-9786	0568-83-9763
愛知県理容生活衛生同業組合	464-0850	名古屋千種区今池2-1-13	052-741-4088	052-731-6047
愛知県美容業生活衛生同業組合	460-0013	名古屋市中区上前津2-10-28	052-331-5151	052-331-5500
生活衛生同業組合愛知県興行協会	460-0003	名古屋市中区錦3-6-34(太陽生命名古屋ビル内11F)	052-253-9475	052-253-9476
愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合	460-0008	名古屋市中区栄4-14-21(愛旅連ビル内5F)	052-261-1685	052-261-1687
愛知県衆浴場業生活衛生同業組合	460-0012	名古屋市中区千代田3-9-14	052-322-5735	052-321-2645
愛知県フリーニング生活衛生同業組合	464-0854	名古屋千種区大久手町5-11	052-741-5334	052-741-5198
公益財団法人 愛知県生活衛生営業指導センター	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1 愛知県東大手庁舎6F	052-953-7443	052-953-7448

●日本政策金融公庫国民生活事業県内支店一覧

支店名	郵便番号	所在地	電話番号
名古屋支店	450-0002	名古屋市中村区名駅3-25-9(堀内ビル6F)	052-561-6301
名古屋中支店	460-0003	名古屋市中区錦1-11-20(大永ビル内)	052-221-7241
熱田支店	456-0025	名古屋市熱田区玉の井町7-30	052-681-2271
豊橋支店	440-0806	豊橋市八町通2-15	0532-52-3191
岡崎支店	444-0043	岡崎市倉沢町1-4-2(朝日生命岡崎ビル内)	0564-24-1711
一宮支店	491-0852	一宮市大志2-3-18	0586-73-3131

生活衛生営業指導センターの無料経営相談

こんな時は

- ・売上や収益のアップを図りたい!
- ・法人成をすると税務面ではどう変わる?
- ・就業規則の作成や助成金申請の手続きは?

3人の専門家にご相談を!

現場改善に実績のある中小企業診断士
経営に精通し識見豊かな税理士
労務・助成金のプロの社会保険労務士

- ・ご相談をご希望の方は、当センターの連絡先または生衛組合まで電話等でご連絡ください。
- ・面談での相談の他、今年度からは比較的簡単な相談や質問は、当センターを通して、電話やメールでの無料相談ができます。
- ・面談でのご相談時間は、一人1時間ほどを目途とします。
- ・電話や面談等の相談後、本格的に専門家の助力をお願いする場合は、所要の指導料等経費支払いが必要となりますのでご承知ください。
- ・相談日等の調整や連絡は、当センターで行います。